

徳島県個人情報保護審査会答申第146号

第1 審査会の結論

「私が県に提出した（R2. 10月13日）の書類の経緯経過が分かる書類全部 県土整備部〇〇〇」の開示請求（以下「本件請求」という。）において、対象保有個人情報として、本人から提出のあった公文書公開請求書一式及び個人情報開示請求書一式を特定し開示した決定については、当該請求の処分決定に係る立案文書も対象として、改めて開示決定等をするべきである。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

令和2年10月20日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、本件請求を行った。

2 実施機関の決定

令和2年10月30日、実施機関は本件請求に係る保有個人情報を「令和2年10月13日受付公文書公開請求書一式」、「令和2年10月13日受付公文書公開請求書一式」、「令和2年10月13日受付個人情報開示請求書一式」と特定した上で、条例第20条第1項の規定により開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年11月5日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和4年3月28日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の^{おろ}枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

条例第20条第1項の規定により開示と決定したが、あるべき書類（課内の伺い書及び）回覧した書類と上司に報告した協議書を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明によると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 弁明書での説明

審査請求人は令和2年10月13日に「個人情報の開示」及び「公文書の公開」を請求するために南部総合県民局を訪れていた。その際、当該書類が提出されたことから、当該書類を保有個人情報として開示したものである。

2 原処分で開示した文書に誤りがあることが判明した経緯等

個人情報保護審査会に諮問した際に、開示した文書以外に関係書類は存在していないのかとの確認があったため、改めて本件請求で開示した公文書を確認したところ、本件請求があった前日に決定処分に係る立案がされており、この文書が開示対象であったことが判明した。

南部総合県民局県土整備部〇〇〇に確認したところ、立案のみで決裁が完了していない文書が公文書であるという認識がなかったため対象としていなかったとのことで、実施機関にも立案があったということは知らされていなかった。

徳島県情報公開条例第2条第2項に定められた「公文書」の定義については、「組織共用文書であり、決裁の有無は問わない」とあることから、認識に誤りがあったことが判明した。

現時点では、立案文書が開示対象であったと認識しているので、適切な処理をしたいと考えている。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る個人情報開示請求書及び審査請求書の記述によると、本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が令和2年10月13日に南部総合県民局県土整備部〇〇〇に提出した書類であり、当日庁舎を訪れた際に情報公開請求及び個人情報開示請求を行ったため、それに関する書類であると解される。

当審査会が諮問を受け審議するために、開示請求のあった令和2年10月20日の時点で、10月13日の公文書公開請求及び個人情報開示請求に関する伺い書等の関係書類が存在していなかったのかを実施機関に確認したところ、10月19日に処分決定のための立案をしているが、立案だけであり決裁が完了していなかったため、その時点では公文書には当たらないと判断し開示には至らなかった、とのことであった。

(2) 公文書の定義について

公文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録を含む。）であって、当該行政機関の職員が組織共用文書として、当該行政機関が保有しているものである。新・情報公開法の逐条解説第8版（宇賀克也著／有斐閣発行）では、「組織共用といえるかの判断は、具体的には、作成・取得、利用、保存・廃棄の実態を踏まえて行う必要がある。すなわち、(i)職員個人の意思で自己の執務上の便宜のために作成または取得したか、上司の指示のもとに作成または取得したか、(ii)他の職員に配布され、利用に供されたか、(iii)作成または取得した職員個人の判断で廃棄しうるか、組織として共用されるファイルに保存されているか等を考慮して判断することになる。一般的には、決裁が必要な文書につい

ては起案文書が作成され稟議に付された時点において、組織共用文書であることが明確になるといえよう。」とある。

(3) 本件開示決定の妥当性について

本件事案については、実施機関の公文書に対する認識に誤りがあり、本来開示すべきであった立案文書が開示されていなかったという事実が明らかになったため、改めて開示決定等をすべきである。

2 付言

原処分は、公文書の認識に誤りがあったため、保有個人情報の特定が不十分であったものであり、今後、開示決定等及び開示の実施に当たっては、同様の事態を生じさせないよう正確かつ慎重な対応をすべきである。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年11月5日	諮問
令和4年10月21日	審議（第145回審査会）
同 年11月25日	実施機関からの口頭理由説明の聴取、審議（第146回審査会）
同 年12月16日	審議（第147回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	
遠 藤 理 恵 子	弁護士	会長職務代理者
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	

徳島県個人情報保護審査会答申第146号

第1 審査会の結論

「私が県に提出した（R2. 10月13日）の書類の経緯経過が分かる書類全部 県土整備部阿南」の開示請求（以下「本件請求」という。）において、対象保有個人情報として、本人から提出のあった公文書公開請求書一式及び個人情報開示請求書一式を特定し開示した決定については、当該請求の処分決定に係る立案文書も対象として、改めて開示決定等をするべきである。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

令和2年10月20日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、本件請求を行った。

2 実施機関の決定

令和2年10月30日、実施機関は本件請求に係る保有個人情報を「令和2年10月13日受付公文書公開請求書一式」、「令和2年10月13日受付公文書公開請求書一式」、「令和2年10月13日受付個人情報開示請求書一式」と特定した上で、条例第20条第1項の規定により開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年11月5日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和4年3月28日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の^{おう}枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

条例第20条第1項の規定により開示と決定したが、あるべき書類（課内の伺い書及び）回覧した書類と上司に報告した協議書を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明によると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 弁明書での説明

審査請求人は令和2年10月13日に「個人情報の開示」及び「公文書の公開」を請求するために南部総合県民局を訪れていた。その際、当該書類が提出されたことから、当該書類を保有個人情報として開示したものである。

2 原処分で開示した文書に誤りがあることが判明した経緯等

個人情報保護審査会に諮問した際に、開示した文書以外に関係書類は存在していないのかとの確認があったため、改めて本件請求で開示した公文書を確認したところ、本件請求があった前日に決定処分に係る立案がされており、この文書が開示対象であったことが判明した。

南部総合県民局県土整備部阿南に確認したところ、立案のみで決裁が完了していない文書が公文書であるという認識がなかったため対象としていなかったとのことで、実施機関にも立案があったということは知らされていなかった。

徳島県情報公開条例第2条第2項に定められた「公文書」の定義については、「組織共用文書であり、決裁の有無は問わない」とあることから、認識に誤りがあったことが判明した。

現時点では、立案文書が開示対象であったと認識しているので、適切な処理をしたと考えている。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る個人情報開示請求書及び審査請求書の記述によると、本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が令和2年10月13日に南部総合県民局県土整備部阿南に提出した書類であり、当日庁舎を訪れた際に情報公開請求及び個人情報開示請求を行ったため、それに関する書類であると解される。

当審査会が諮問を受け審議するために、開示請求のあった令和2年10月20日の時点で、10月13日の公文書公開請求及び個人情報開示請求に関する伺い書等の関係書類が存在していなかったのかを実施機関に確認したところ、10月19日に処分決定のための立案をしているが、立案だけであり決裁が完了していなかったため、その時点では公文書には当たらないと判断し開示には至らなかった、とのことであった。

(2) 公文書の定義について

公文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録を含む。）であって、当該行政機関の職員が組織共用文書として、当該行政機関が保有しているものである。

組織共用文書であるかどうかの判断については、「行政機関情報公開法の逐条解説」でも『作成・取得、利用、保存・廃棄の実態を踏まえて行う必要があるが、一

般的には、決裁が必要な文書については起案文書が作成され稟議に付された時点において、組織共用文書であることが明確になる。』とある。

(3) 本件開示決定の妥当性について

本件事案については、実施機関の公文書に対する認識に誤りがあり、本来開示すべきであった立案文書が開示されていなかったという事実が明らかになったため、改めて開示決定等をすべきである。

2 付言

原処分は、公文書の認識に誤りがあったため、保有個人情報の特定が不十分であったものであり、今後、開示決定等及び開示の実施に当たっては、同様の事態を生じさせないよう正確かつ慎重な対応をすべきである。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年11月5日	諮問
令和4年10月21日	審議（第145回審査会）
同 年11月25日	実施機関からの口頭理由説明の聴取，審議（第146回審査会）
同 年12月16日	審議（第147回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	
遠 藤 理 恵 子	弁護士	会長職務代理者
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	